

平成23年度地下水質測定計画

[略]

3 調査の概要

[略]

(2) 汚染井戸周辺地区調査

原則として、概況調査の結果、環境基準または要監視項目の指針値の1/10を超える値が検出された場合に実施する。ただし、自然界における濃度の高いものについては概ね1/2（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は環境基準）を超える濃度で実施する。

(3) 継続監視調査

測定地点等は、別表2に示すとおりとする。

調査地点及び測定項目は、次のアからエの方針により選定した。

ア 原則として、環境基準または要監視項目の指針値の1/2を超える値が検出された場合に実施する。ただし、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、環境基準を超える値が検出された場合に実施する。

[略]

平成24年度地下水質測定計画

[略]

3 調査の概要

[略]

(2) 汚染井戸周辺地区調査

原則として、概況調査の結果、環境基準または要監視項目の指針値の1/10を超える値が検出された場合に実施する。ただし、基準値に対して自然界における濃度の高いものについては概ね1/2（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は環境基準）を超える濃度で実施する。

(3) 継続監視調査

測定地点等は、別表2に示すとおりとする。

調査地点及び測定項目は、次のアからエの方針により選定した。

ア 原則として、環境基準または要監視項目の指針値の1/2を超える値が検出された場合に実施する。ただし、基準値に対して自然界における濃度の高いものについては環境基準または要監視項目の指針値を超える値が検出された場合に実施する。

[略]